

事務連絡
平成22年12月28日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第426号)が公布され、平成23年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分057の(1)の①を次のように改める。

① 白蓋形成用カップ(1)

- ア 標準型
- イ 特殊型

B00205701011

B00205701012



- 2 別表Ⅱ区分057の(2)の③を次のように改める。
- ③ 大腿骨ステムヘッド
 - ア 大腿骨ステムヘッド(I) B00205702031
 - イ 大腿骨ステムヘッド(Ⅱ) B00205702032
- 3 別表Ⅱ区分078に次のように加える。
- (3) 特殊型 B00207803
- 4 別表Ⅱ区分079の(3)中「脊椎用」の下に「(I)」を加え、同区分に次のように加える。
- (4) 脊椎用(Ⅱ) B00207904
- 5 別表Ⅱ区分133の(7)の②を次のように改める。
- ② 頸動脈用ステント併用型
 - ア フィルター型 B00213307021
 - イ バルーン型 B00213307022
- 6 別表Ⅱ区分133の(Ⅲ)の①のエを次のように改める。
- エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型 B00213311014
- 7 別表Ⅱに次のように加える。
- 164 椎体形成用材料セット B002164
 - 165 脊椎棘間留置材料 B002165

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型	B002 057 01 01 2
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	B002 057 02 01
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
078 人工骨	
(3) 特殊型	B002 078 03
079 骨セメント	
(1) 頭蓋骨用	B002 079 01
(2) 人工関節固定用	B002 079 02
(3) 脊椎用(I)	B002 079 03
(4) 脊椎用(II)	B002 079 04
133 血管内手術用カテーテル	
(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
① 一般型	B002 133 07 01
② 頸動脈用ステント併用型	
ア フィルター型	B002 133 07 02 1
イ バルーン型	B002 133 07 02 2
(11) 塞栓用コイル	
① コイル	
ア 標準型	B002 133 11 01 1
イ 機械式デタッチャブル型	B002 133 11 01 2
ウ 電気式デタッチャブル型	B002 133 11 01 3
エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	B002 133 11 01 4
オ 特殊型	B002 133 11 01 5
② プッシャー	B002 133 11 02
③ コイル留置用ステント	B002 133 11 03
164 椎体形成用材料セット	B002 164
165 脊椎棘間留置材料	B002 165

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	B002 057 01 01
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	B002 057 02 01
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	B002 057 02 03
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
078 人工骨	
079 骨セメント	
(1) 頭蓋骨用	B002 079 01
(2) 人工関節固定用	B002 079 02
(3) 脊椎用	B002 079 03
133 血管内手術用カテーテル	
(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
① 一般型	B002 133 07 01
② 頸動脈用ステント併用型	B002 133 07 02
(11) 塞栓用コイル	
① コイル	
ア 標準型	B002 133 11 01 1
イ 機械式デタッチャブル型	B002 133 11 01 2
ウ 電気式デタッチャブル型	B002 133 11 01 3
エ 水圧式デタッチャブル型	B002 133 11 01 4
オ 特殊型	B002 133 11 01 5
② プッシャー	B002 133 11 02
③ コイル留置用ステント	B002 133 11 03